

## 熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者の処分に関する要綱

制定	平成22年	9月21日	上下水道事業管理者決裁
改正	平成24年	3月30日	給排水設備課長決裁
	平成25年	4月1日	上下水道事業管理者決裁
	令和3年	2月8日	給排水設備課長決裁
	令和3年10月	1日	給排水設備課長決裁
	令和8年	5月25日	上下水道事業管理者決裁

### (趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局規程第5号。以下「規程」という。）第9条の規定に基づき、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が行う熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）の指定の効力の停止（以下「指定の停止」という。）及び第8条の規定による指定の取消し（以下「指定の取消し」という。）の処分並びに給排水設備課長（以下、「課長」という。）が行う必要な措置等（以下「処分等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規程第2条に定めるところによる。

### (処分基準)

第3条 処分等は別表第1から別表第3に定める基準に従い行う。

### (違反の調査等)

第4条 給排水設備課職員（以下「職員」という。）は、指定工事事業者が違反行為（別表第1の違反内容の欄の各項目のいずれかに該当する行為をいう。以下同じ。）を行ったと認めるときは、直ちに当該違反行為の状況等を調査し、当該指定工事事業者に対し、当該違反行為の事情及び是正状況を説明するてん末書（様式第1号）の提出を求めるとともに事情聴取を行うものとする。

2 職員は、前項の規定により指定工事事業者から提出されたてん末書を添えて、課長に対し違反行為報告書（様式第2号）により調査及び事情聴取の結果を報告するものとする。この場合において、指定工事事業者からてん末書が提出されないときは、違反行為報告書にその旨を付記するものとする。

3 課長は、文書指導を行うべき事実を認めるときは、その事実を知った日の翌月の3開庁日までに、20開庁日以内の期限を定めて改善を求める指導を、指導書（様式第3号）により行わなければならない。

4 課長は、前項に定める指導に対して改善がない事実を認めるときは、指導書に定めた期限から5開庁日までに、20開庁日以内の期限を定めて改善を求める警告を、警告書（様式第4号）により行わなければならない。

5 課長は、前二項の指導及び警告に係る違反事実について、給水装置工事主任技術者の義務違反によるものと認めるときは、当該資格を所管する機関に対し、その基準に応じて、義務違反に係る事実を報告しなければならない。

6 課長は、第4項の警告に対して改善がない事実を認めるときは、その事実について、給水装置工事主任技術者の義務違反によるものと認めるときは、当該資格を所管する機関に対し、その基準に応じて、義務違反に係る事実を報告しなければならない。

7 前四項の処理状況を把握するため、給排水設備課に文書指導及び文書警告状況管理簿を置く。

### (不利益処分に関する手続き)

第5条 指定工事事業者に対し、不利益処分を行うべき事実を認めた場合の手続及び当該手続に必要な書面は、熊本市行政手続条例、熊本市行政手続条例施行規則（平成10年規則第54号）及び熊本市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成7年規則第1号）に定めるところによる。

2 不利益処分は、管理者に事前に報告し、熊本市行政手続条例（平成10年条例第42号）第13条第1項の規定により、聴聞の手続を経た上、次条に定める指定給水装置工事事業者処分審査委員会（以下「委員会」という。）への諮問を行い、その答申を受けて管理者が決定するものとする。

### (指定給水装置工事事業者処分審査委員会)

第6条 違反行為を行った指定工事事業者に対し、適正な処分（指定の停止又は指定の取消しをいう。以下同じ。）を行うことにより、指定工事事業者の健全な育成及び給水装置工事の適正化を図るため、次の各号に定め

る規定により、委員会を置き、管理者の諮問に応じ、処分の要否、内容及びその他必要な事項について審議するものとする。

- (1) 委員会は、委員長、副委員長及び委員（以下「委員長等」という。）をもって組織する。
- (2) 委員長は、総務部長をもってこれに充てる。
- (3) 副委員長は、計画整備部長及び維持管理部長をもってこれに充てる。
- (4) 委員は、総務課長、水道維持課長及び料金課長をもってこれに充てる。ただし、委員長が特に必要と認めるときは、別に委員を定めることができる。
- (5) 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長のうち委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- (6) 委員長は、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- (7) 会議は、議長が招集する。
- (8) 議長は、必要と認めるときは、関係人に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (9) 会議は、委員長等のうち過半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- (10) 会議の議事は、会議に出席した委員長等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (11) 会議は、非公開とする。
- (12) 委員長等は、他の者をして会議に代理出席させることができない。

2 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、会議の開催に代えて持ち回り審議又は書面審議により議事を決することができる。

- (1) 審議事項が軽微である場合
- (2) 緊急性を要する案件で、委員の招集が困難な場合
- (3) その他委員長が特に認める場合

3 前項の規定により議事を決したときは、委員長はその結果を速やかに委員に通知しなければならない。

4 前二項により決した議事は、通常の会議で決したものと同一の効力を有する。

5 委員会の庶務は、給排水設備課において行う。

6 委員長は、委員会の審議結果を管理者に答申するものとする。

(処分の通知)

第7条 管理者は、処分を決定したときは、違反行為に対する処分通知書（様式第5号）をもって指定工事業  
者に対し、速やかに通知しなければならない。

(公示等)

第8条 処分が行われたときは、課長は、遅滞なく、規程第10条第4号及び第5号の規定による公示の  
手続を執るとともに、関係部署に通知するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、処分に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年9月21日から施行する。

2 熊本市上下水道局指定給水装置工事業者の違反行為に係る事務処理要領（平成19年3月22日水道  
事業管理者決裁）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和8年6月1日より前にした行為に対する処分内容の基準については、なお従前の例による。

(関連要綱等の廃止)

3 熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者審査委員会に関する要綱(平成10年4月1日水道事業管理者決裁)及び熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者の処分基準(平成19年3月22日水道事業管理者決裁)は、廃止する。

別表第1（第3条及び第6条関係）

違反内容、処分内容及び初回の措置

違反項目	根拠条文	関係法令条文		違反内容	処分内容	初回の措置
指定要件違反	法第25条の11第1項第1号	法第25条の3第1項第1号	施行規則第21条	1 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定の取消し	
		第1項第2号	施行規則第20条	2 国土交通省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定の取消し	
		第1項第3号イ		3 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものに該当したとき。	指定の取消し	
		第1項第3号ロ		4 破産手続開始の決定を受けたとき。	指定の取消し	
		第1項第3号ハ		5 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定の取消し	
		第1項第3号ニ		6 指定を取り消され、その取り消し日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定の取消し	
		第1項第3号ホ		7 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。	指定の取消し	
			①無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。	指定の取消し又は指定の停止6月以下		
			②-1 道路掘削許可を受けずに工事を施行したとき。	指定の停止6月以下		

				<p>②-2 道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。</p> <p>③施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。</p> <p>④施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。</p> <p>⑤研修機会の確保をしなかったとき。</p> <p>⑥文書指導に従わないとき。</p> <p>⑦文書警告に従わないとき。</p> <p>⑧その他の違反行為</p> <p>⑧-1 管理者の承認を受けないで工事を施行したとき。</p> <p>⑧-2 工事完成後管理者の検査をうけなかったとき。</p> <p>⑨指定停止期間中に、違反行為を行ったとき。</p>	<p>指定の停止 6月以下</p> <p>指定の停止 3月以下</p> <p>指定の停止 6月以下</p> <p>指定の停止 3月以下</p> <p>指定の停止 3月以下</p> <p>指定の停止 6月以下</p> <p>指定の停止 6月以下</p> <p>指定の取消 し</p>	<p>文書指導</p> <p>文書指導</p> <p>文書警告</p> <p>文書指導</p> <p>文書指導</p>
給水装置工事主任技術者選任等義務違反	法第25条の11第1項第2号	法第25条の4第1項及び第2項	施行規則第2条第1項及び第2項第3項	<p>1 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。</p> <p>2 給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。</p>	<p>指定の取消し</p> <p>指定の停止 3月以下</p>	
届出義務違反	法第25条の11第1項第3号	法第25条の7	<p>施行規則第34条</p> <p>施行規則第35条</p>	<p>1 事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>2 休止届、廃止届若しくは再開届を提出しないとき又は虚偽の</p>	<p>指定の取消し</p> <p>指定の取消し</p>	

				届出をしたとき。	
事業の運営基準違反	法第 25 条の 11 第 1 項第 4 号	法第 25 条の 8	施行規則第 36 条第 1 号	1 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	指定の停止 1 月
			第 2 号	2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	指定の停止 1 月
			第 3 号	3 管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	指定の停止 6 月以下
			第 5 号イ	4 令第 6 条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。	指定の停止 6 月以下
			第 5 号ロ	5 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	指定の停止 3 月以下
			第 6 号	6 指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。又は、当該記録をその作成の日から 3 年間保存しなかったとき。	指定の停止 3 月以下
工事施行に関する義務違反	法第 25 条の 11 第 1 項第 5 号	法第 25 条の 9		1 給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給	指定の停止 3 月以下

	第1項第6号	法第25条の10		水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。 2 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	指定の停止 3月以下	
	第1項第7号			3 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	指定の停止 6月以下	
不正申請	法第25条の1第1項第8号			1 不正の手段により指定給水装置工事事業者として指定を受けたとき。	指定の取消し	

【一定期間経過後の措置】 指定の停止の期間が終了した日から、違反内容欄に掲げるいずれの行為もなく2年経過した日以降に、違反内容欄に掲げる行為があったときは、その最初の行為に対して初回の措置欄に掲げる措置を取るものとする。

## 別表第2（第3条関係）

## 基礎停止期間

指定の停止の上限が6月にあたる違反行為		指定の停止の上限が3月にあたる違反行為	
合計の違反件数	基礎停止期間	合計の違反件数	基礎停止期間
6件以上	6月	—	—
5件	5月	—	—
4件	4月	4件	3月
3件	3月	3件	2月
2件	2月	2件	1月
1件	1月	1件	2週間

【加重及び軽減】指定の停止の決定に当たっては、違反行為の態様、影響及びその他の事情等、特に考慮すべき事項があると認められる場合には、基礎停止期間に停止期間を加重し、又は軽減する。

## 別表第3（第3条関係）

## 繰り返し違反行為を行ったときの処分

処分要件	処分の内容
指定の停止期間中に、違反行為を行ったとき	指定の取消し
指定の停止3月以上6月未満の指定停止処分期間満了後、1年以内に指定の取消しの対象となる違反行為を行ったとき	指定の取消し
指定の停止6月の処分期間満了後、2年以内に指定の取消しの対象となる違反行為を行ったとき	指定の取消し
指定の停止にあたる違反行為をした日以前3年間の指定の停止期間と、当該違反行為に対し指定の停止をすべき期間の合計が12月を超えるとき	指定の取消し

※期間の計算については、民法第六章の規定に準じて行う。

様式第1号 (第4条1項関係)

年 月 日

熊本市上下水道事業管理者 (宛)

指定番号 第 号

所在地

指定給水装置工事事業者の名称

代表者氏名

てん末書

工事場所			
工事申請者			
受付日	年 月 日	受付番号	
給水装置工事主任技術者		登録番号	
てん末内容			

年 月 日

熊本市上下水道局  
給排水設備課長 様

(調査担当者)

## 違反行為報告書

指定給水装置工事事業者が下記のとおり違反行為を行ったので、調査内容を報告します。

記

指 定 番 号	第 号		
所 在 地			
指定給水装置工事事業者			
代 表 者			
工 事 場 所			
工 事 申 請 者			
受 付 日	年 月 日	受付番号	
給水装置工事主任技術者		登録番号	
違 反 行 為 の 状 況			

年 月 日

指定番号 第 号

所在地

指定給水装置工事事業者の名称

代表者氏名 様

熊本市上下水道事業管理者

### 指 導 書

工 事 場 所			
工 事 申 請 者			
受 付 日	年 月 日	受付番号	
給水装置工事主任技術者		登録番号	
指 導 内 容			
改 善 期 限	年 月 日 の開庁時間まで		

様式第4号 (第4条第4項関係)

年 月 日

指定番号 第 号

所在地

指定給水装置工事事業者の名称

代表者氏名 様

熊本市上下水道事業管理者

### 警 告 書

工 事 場 所			
工 事 申 請 者			
受付日	年 月 日	受付番号	
給水装置工事主任技術者		登録番号	
警 告 内 容			
改 善 期 限	年 月 日 の開庁時間まで		

年 月 日

## 違反行為に対する処分通知書

指定番号 第 号

所在地

指定給水装置工事事業者の名称

代表者氏名 様

熊本市上下水道事業管理者

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による処分を決定しましたので、次のとおり通知します。

1 決定区分	1 指定の取消し 指定の取消し期日 年 月 日 2 指定の効力（水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定に基づく指定給水装置工事事業者の指定の効力（ 年 月 日以前に熊本市水道条例（昭和33年条例第37号）第10条第1項の管理者の承認を受けた給水装置工事の施行に係るものを除く。）の停止 指定の停止期間 年 月 日 零時から 年 月 日 24時まで
2 決定の根拠	
3 教示	